ないことを相当と認め、同条第２項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人に売り払うことになったので、下記２の者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して６か月以内に、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第１条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第１項の規定により買受申込書を東海農政局長に提出されたい。

平成 26 年 10 月 29 日

農林水産大臣　西川　公也

記

１国有財産の表示	２買収前の所有者の氏名及び住所	備　考
愛知県新城市富岡字向小吹134番 雑種地　373㎡	新城市長 愛知県新城市字東入船６の１	
愛知県新城市富岡字向小吹135番 原野　230㎡		
愛知県新城市富岡字向小吹136番 堤　22㎡		
三重県松阪市嬉野黒野町字吉野1106番１ 牧場　287㎡	飯柴　善藏 三重県一志郡中原村大字黒野88番２ 小出伊三郎 三重県一志郡中原村大字黒野22番 水谷　譲助 三重県一志郡中原村大字黒野1815番 長崎重次郎 三重県一志郡中原村大字黒野1813番 和田　半藏 三重県一志郡中原村大字黒野1862番 水谷　良助 三重県一志郡中原村大字黒野1817番	
三重県松阪市嬉野黒野町字吉野1083番４ 牧場　319㎡	水谷　譲助 三重県一志郡中原村大字黒野1815番 長崎重次郎 三重県一志郡中原村大字黒野1813番 玉野長之助 三重県一志郡中原村大字黒野925番 長崎　丈 三重県一志郡中原村大字黒野1798番 島岡　考充 三重県一志郡中原村大字黒野1871番	
三重県松阪市嬉野黒野町字吉野1102番１ 牧場　153㎡	瀬古　庄助 三重県一志郡中原村大字黒野1839番 島岡　考充 三重県一志郡中原村大字黒野1871番 和田　半藏 三重県一志郡中原村大字黒野1862番	
三重県松阪市嬉野黒野町字吉野1086番１ 牧場　189㎡	水谷　良助 三重県一志郡中原村大字黒野1817番 長崎　丈 三重県一志郡中原村大字黒野1798番 島岡　考充 三重県一志郡中原村大字黒野1871番	
三重県松阪市嬉野黒野町字吉野1112番１ 牧場　120㎡	小出伊三郎 三重県一志郡中原村大字黒野22番 水谷　譲助 三重県一志郡中原村大字黒野1815番 長崎重次郎 三重県一志郡中原村大字黒野1813番 和田　半藏 三重県一志郡中原村大字黒野1862番	
三重県松阪市嬉野黒野町字吉野1083番５ 牧場　189㎡	水谷　譲助 三重県一志郡中原村大字黒野1815番 長崎重次郎 三重県一志郡中原村大字黒野1813番 小出伊三郎 三重県一志郡中原村大字黒野22番 飯柴　善藏 三重県一志郡中原村大字黒野88番２	
三重県松阪市嬉野黒野町字吉野1077番１ 牧場　110㎡	中村　廣一 三重県一志郡天白村大字曽原1138番 玉野長之助 三重県一志郡中原村大字黒野925番	
三重県松阪市宝塚町1599番 山林　54㎡	豊角　三次 三重県飯南郡花岡町大字駅部田1567番地	
三重県松阪市宝塚町1600番 原野　17㎡		
三重県伊賀市炊村字野畑2978番３ 公衆用道路 397㎡	西口喜久夫 三重県阿山郡山田村大字炊1367番地 武内　幸 三重県阿山郡山田村大字炊2024番地 西口　寅雄 三重県阿山郡山田村大字炊1357番地２ 西口　半助 三重県阿山郡山田村大字炊1391番地 西口亀次郎 三重県阿山郡山田村大字炊1356番地 西口　喜六 三重県阿山郡山田村大字炊1729番地 西口　兼一 三重県阿山郡山田村大字炊1366番地 西口松之助 三重県阿山郡山田村大字炊610番地 増岡幾太郎 三重県阿山郡山田村大字炊1385番地 西口　藤一 三重県阿山郡山田村大字炊618番地 西口治三郎 三重県阿山郡山田村大字炊1329番地 西口　庄吉 三重県阿山郡山田村大字炊1709番地 西口　鉄夫 三重県阿山郡山田村大字炊1382番地 西口　芳一 三重県阿山郡山田村大字炊1752番地 西口　正夫 三重県阿山郡山田村大字炊1716番地 西口　正義 三重県阿山郡山田村大字炊1717番地 西口　喜八 三重県阿山郡山田村大字炊1734番地 西口　昇 三重県阿山郡山田村大字炊1387番地 西口　博 三重県阿山郡山田村大字炊1730番地 西口　茂雄 三重県阿山郡山田村大字炊1371番地	
三重県伊賀市炊村字野畑2988番２ 公衆用道路 134㎡	西口　喜八 三重県阿山郡山田村大字炊1734番地 西口　昇 三重県阿山郡山田村大字炊1387番地 西口　博 三重県阿山郡山田村大字炊1730番地 西口　茂雄 三重県阿山郡山田村大字炊1371番地	

買収前の所有者等への売払いに関する公告

下記１の国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第８条第４項の規定により、読み替えてなおその効力を有することとされた同法第１条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第１項の規定により土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第２項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人に売り払うことになったので、下記２の者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して６か月以内に、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第１条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第１項の規定により買受申込書を近畿農政局長に提出されたい。

平成 26 年 10 月 29 日

農林水産大臣　西川　公也